

第2期

鹿部町地域福祉計画

(鹿部町成年後見制度利用促進基本計画)

概要版



令和3年3月
鹿部町

● 計画策定にあたって

1 地域福祉計画策定の背景

近年、我が国においては、本格的な少子高齢化の進展、人口減少社会への突入、さらには住民同士の結び付きの弱まりや人間関係の希薄化等を背景として、生活困窮者の増加、虐待、自殺、孤独死等、深刻な社会問題が発生しています。また、地域には子育てや家族の介護、引きこもり、就労等で悩んでいる方など、複数の要因が複雑に絡みあい、何らかの支援を必要としている方がいます。

そうした中、国においては従来の『縦割り』の支援や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民や地域を支える多種多様な団体や事業所などが主体的に『我が事』として課題を捉え、地域の人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで解決し、地域をともにつくりていく「地域共生社会の実現」を掲げています。

地域のあらゆる住民が役割をもち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを形成し、公的な福祉サービスと協働して助けあいながら暮らすことができるまちをつくりていく必要があります。

これらの背景を踏まえ、鹿部町の地域福祉分野における施策と方向性を明らかにする「第2期鹿部町地域福祉計画」を策定します。

2 地域福祉の推進に向けて

「地域福祉」は、「それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方」といわれます。福祉サービスの対象として高齢者・障がい者・児童というように法律や制度で分けられる福祉に限らず、人権尊重を基本に、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域に関わるすべてのものが進めていく地域づくりの取組のことです。

地域の中で人と人とのつながり、助けたり助けられたりする関係や仕組みをつくりていくことであり、社会福祉法において、地域住民、社会福祉関係者等が相互に協力して地域福祉の推進に努めるよう定められています。

地域福祉計画では、地域での支えあいや助けあいによる福祉に関する取組を示すことになります。具体的には、住民一人ひとりの役割や隣近所などの身近なつながりで助けあうこと、地域の組織や団体が取り組むこと、社会福祉協議会が取り組むこと、役場などの行政機関が取り組むことなど、地域社会を構成するそれぞれの立場での役割分担について描くことになります。このことは、「自助」「互助」「共助」「公助」の視点で整理することができます。

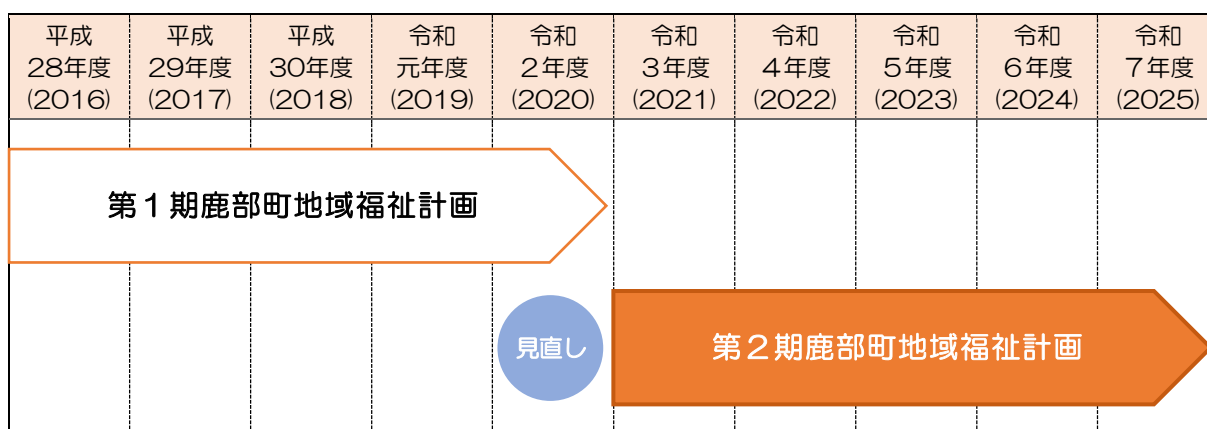
人々が生活を営んでいる地域社会が、そこに住むすべての人たちにとって住みやすいところとなるためには、公的な制度による福祉サービスが整備される（公助）だけでなく、家族を含めた自らの行動（自助）や、隣近所の住民同士などの身近な人間関係の中で、組織化されていないけれども、お互いさまの気持ちで支えあい、助けあうこと（互助）も大切になります。

■地域福祉の向上に向けた4つの助け

自助	個人や家族による支えあい・助けあい。 (個人や最も身近な家族が解決にあたる)
共助	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;"> <p>互助</p> <p>身近な人間関係の中での組織化を前提としない、お互いさまの気持ちによる支えあい・助けあい。 (隣近所の友人や知人、別居する家族が、お互いに支えあい、助けあう)</p> </div> <p>地域で暮らす人たちや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の施設・事業所などが組織化し、協働していくことによる支えあい・助けあい。 (「地域ぐるみ」で福祉活動に参画し、地域社会全体で支えあい、助けあう)</p>
公助	保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づき、行政機関が公的な福祉サービスを提供することや地域における福祉活動を支援することによる支え。 (行政でなければできないことは、行政が適切に対応する)

3 計画の期間

この計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、計画の最終年度である令和7年度に次期計画策定に向けた見直しを行うこととします。



4 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき策定し、上位計画である「第5次鹿部町総合計画」をはじめ、保健福祉分野の目指す方向を共有し、各計画の推進方針を明らかにし、その具体的な施策等を定めるものであり、総合計画と分野別計画の中間に位置付けます。さらに、災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、「鹿部町地域防災計画」などと連携を図るものです。

また、本計画は成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく成年後見制度利用促進基本計画として位置づけ、成年後見制度を必要とする人の早期発見と利用促進を図るための支援体制づくりを推進します。

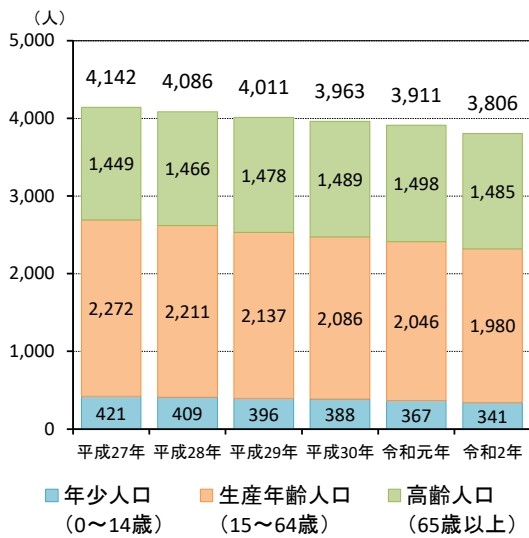
● 鹿部町の現況

1 総人口・世帯数等の推移

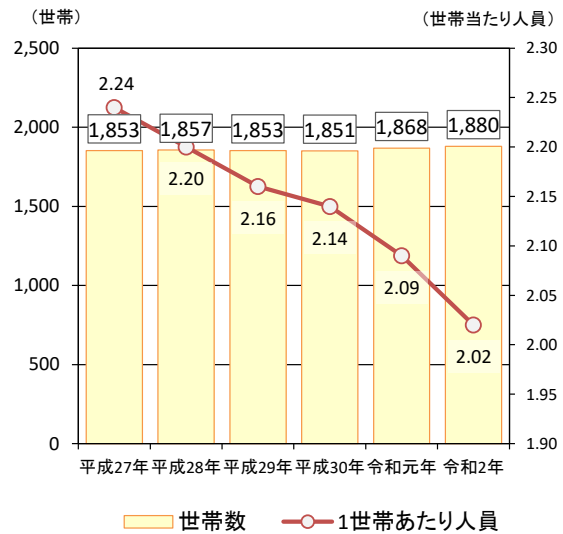
当町の人口は平成27年以降減少を続けており、令和2年の住民基本台帳人口（9月末現在）は、3,806人となっています。

また、世帯数は平成30年までは横ばいに推移していましたが、令和元年から増加傾向がみられ、令和2年には世帯数が1,880世帯となりました。

■ 総人口の推移



■ 世帯数等の推移



※世帯数は1月1日の値

[出典]総人口：住民基本台帳（各年9月末現在）、

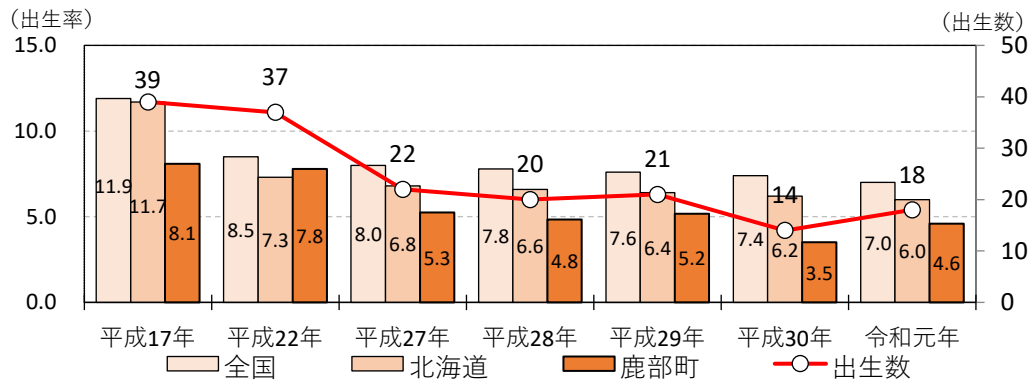
世帯数：北海道総合政策部情報統計局統計課「住民基本台帳人口・世帯数」

2 出生数と出生率の推移

当町の出生数は減少傾向で推移しており、令和元年は18人で平成17年以降最も少なかった平成30年の14人から増加しました。出生率は全国・北海道と比較すると低い状況が続いています。

■ 総人口の推移

■ 世帯数等の推移

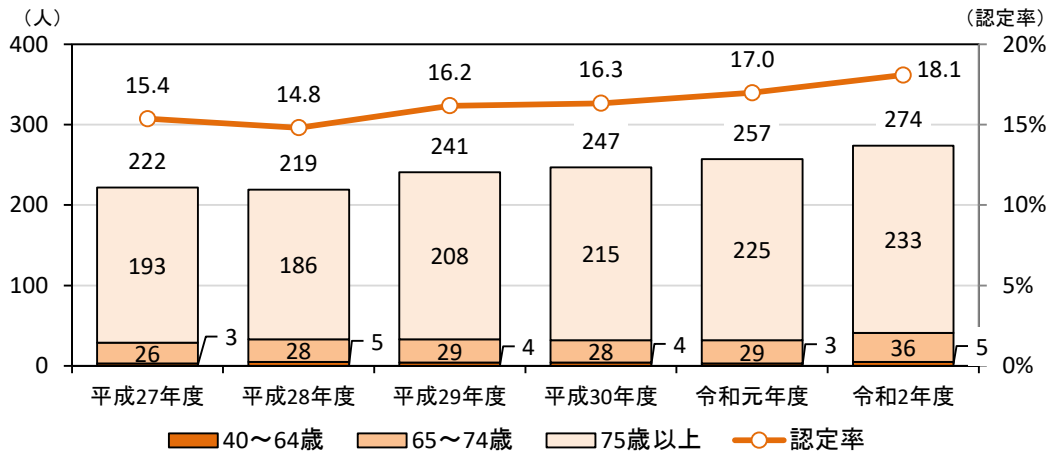


[出典] 全国及び北海道：人口動態統計、鹿部町：鹿部町保健福祉課

3 要介護認定者数の状況

要介護認定者数は平成28年度の214人から増加傾向にあり、令和2年度には269人で55人増加しています。要介護認定率も同様に平成28年度から増加し、令和2年度で18.4%となっています。

■要介護認定者の状況



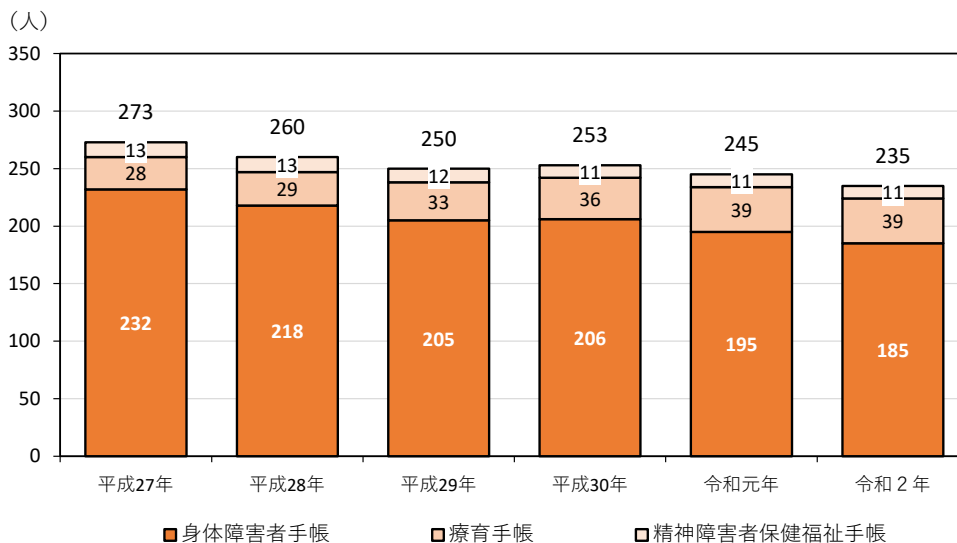
※要介護認定率は第1号被保険者数のみ対象
 [出典]介護保険事業状況報告月報（各年9月末実績）

4 障がい者の状況

障害者手帳所持者数の推移をみると、合計は平成27年度から減少傾向となっています。

障がい種類別でみると、全体の約8割を占める身体障害者手帳所持者はおおむね減少していますが、療育手帳所持者数は増加がみられる状況にあり、精神障害者保健福祉手帳所持者数は微減で推移しています。

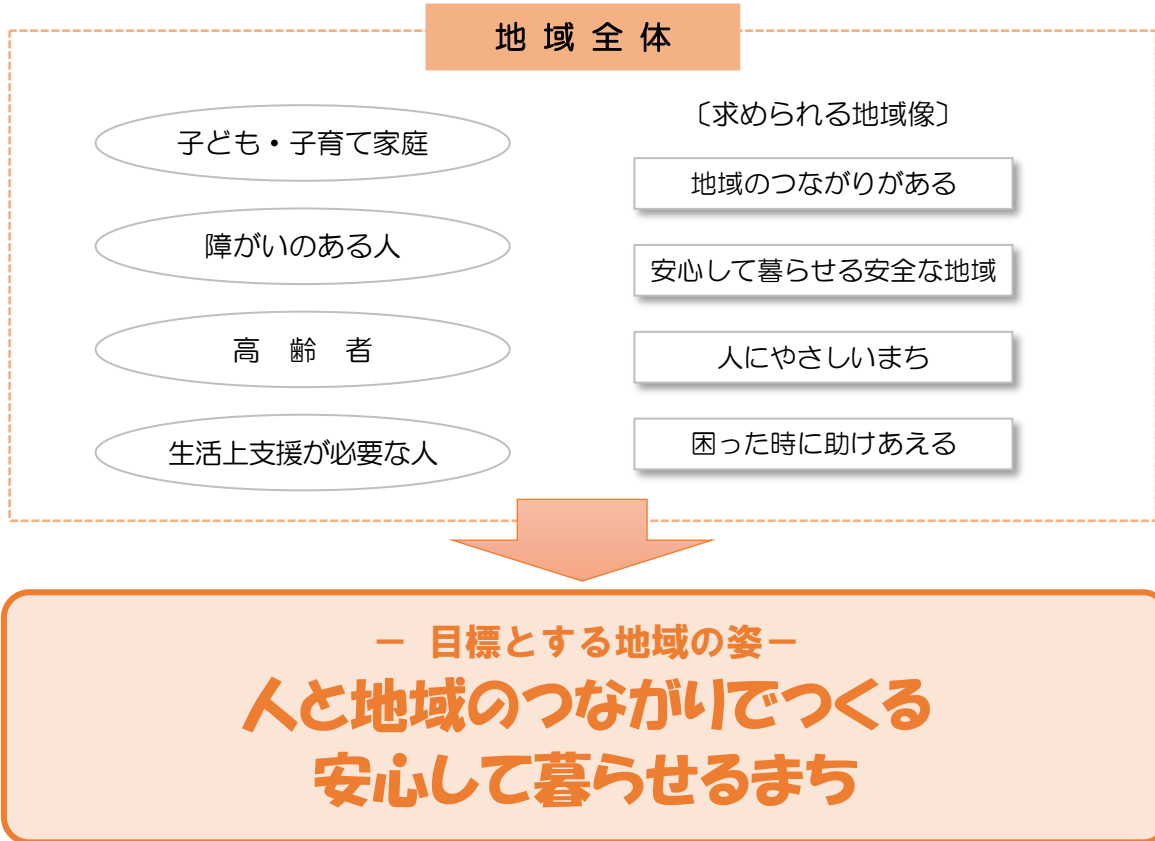
■障害者手帳所持者数の推移



※要介護認定率は第1号被保険者数のみ対象
 [出典]介護保険事業状況報告月報（各年9月末実績）

● 目標とする地域の姿

日頃から住民同士がふれあいとつながりを大切にして、支えあいや助けあいを行い、すべての人が地域で安心して生活でき、いきいきと活動できる地域を目指します。



● 推進する施策

基本目標1 つながりを大切に育てる

地域福祉の大切さについて、住民に継続して啓発します。世代を超えて様々な住民が知りあい、地域での活動等への一歩につながるように参加の機会・きっかけづくりとともに、人づくりに取り組みます。

①福祉の心の啓発

- 相互扶助の意識づくりと共生社会づくりへの取組
- 福祉教育の推進

②交流の場の拡充

- 交流の場に関する情報提供の充実
- 気軽に交流できる居場所づくり

③地域を支える担い手の育成支援

- 地域福祉への住民参加の促進
- 町社会福祉協議会の活動支援
- 民生委員・児童委員の活動支援
- 地域の多様な活動団体の相互連携

基本目標2 誰もが安心して暮らせる

互いに人として人格と個性を認めあいながら地域の一員として安心して暮らせるように、ハード・ソフト両面から安心して安全に暮らせる環境を目指します。

このため、支援が必要な人が地域で自立した暮らしを様々な面から支える地域包括ケアシステムの確立と、地域ぐるみ防犯・防災活動等を推進し、安心して暮らせる基盤を整えます。

①人にやさしいまちづくりの推進

- ユニバーサルデザインの視点で進めるバリアフリー化の促進
- 移動支援の充実
- 福祉的配慮のある生活基盤づくりの促進
- 多様な住まいの確保支援

②権利擁護の推進

- 人権に関する理解の促進
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備
- 中核機関の設置
- 成年後見制度の利用促進
- 虐待防止ネットワークの連携強化 など

③福祉サービスの充実

- 連携のとれた生活支援施策の提供・推進
- 援護事業の推進
- 福祉人材の確保・育成
- NPO等多様な担い手の育成

④地域包括ケアシステムの推進とサービスの質の向上

- 地域包括ケアシステムの確立
- 生活支援サービスの充実
- 利用者の視点に立った苦情処理・第三者評価の継続

⑤地域ぐるみ防災・防犯活動等の推進

- 防災に関する周知啓発の推進
- 地域での防災活動の推進
- 避難行動要支援者等対策の推進
- 福祉避難所の拡充に向けた検討
- 防犯意識の啓発
- 地域での防犯・安全活動の推進 など

⑥情報提供と相談支援の充実

- 情報提供手段の拡充
- 情報のバリアフリー化
- 身近な地域での相談体制の拡充
- 相談体制の充実

基本目標3 みんなで支えあい助けあう

高齢者が生きがいを感じ、障がいのある人が意欲的に活動し、子どもたちと高齢者など多世代がともに過ごしたり、あらゆる住民が積極的に地域に関わり、参画する地域福祉活動の体系を構築します。地域の様々なニーズに対応するため、地域内のサロン活動、見守り活動、ボランティア活動など支えあい・助けあい活動を支援します。

①地域共生社会の構築

- 地域の支えあい・助けあいの仕組みづくり
- 協議体による地域福祉の推進
- 重層的な支援体制の構築

②地域での支えあい活動の推進

- 地域の声かけ・見守り活動の推進
- 町内会活動の促進
- サロン活動の推進
- 小さな支えあい活動の展開

③ボランティア等活動の推進

- ボランティア活動の支援
- 住民参加型福祉サービスの検討

④生きがいと心身の健康づくりの推進

- 生きがいづくりと社会参加の促進
- 心身の健康づくりと健康管理の推進

第 2 期
鹿部町地域福祉計画
(鹿部町成年後見制度利用促進基本計画)



発行：北海道 鹿部町
令和3年3月

〒041-1498 北海道茅部郡鹿部町字宮浜 299 番地
TEL 01372-7-2111 FAX 01372-7-3086
<http://www.town.shikabe.lg.jp/>